

【開催日時】

2026年6月24日（水曜日）
午前10時30分（受付開始：午前10時）

【開催場所】

東京都台東区浅草橋一丁目22番16号
ヒューリック浅草橋ビル3階
浅草橋ヒューリックホール&カンファレンス ROOM1
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

【目次】

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	10
連結計算書類	28
計算書類	40
監査報告書	50

第45回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社 I A C E トラベル

証券コード 343A

証券コード 343A
(発送日) 2026年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号
株式会社 IACE トラベル
代表取締役
社長執行役員 **西 澤 重 治**

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.iace.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」→「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「IACE トラベル」又はコードに当社証券コード「343A」を入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

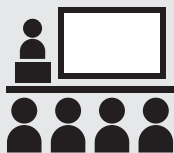
1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時）
 2. 場 所 東京都台東区浅草橋一丁目22番16号 ヒューリック浅草橋ビル3階
浅草橋ヒューリックホール&カンファレンス ROOM 1
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月24日（水曜日）午前10時30分

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2026年6月23日（火曜日）午後5時30分必着



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向および今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき30円 総額143,028,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	再任 にし ざわ しげ はる 西澤重治 (1967年1月31日)	1987年4月	当社入社	1,118,260株
	1992年12月	当社取締役		
		2000年12月	当社代表取締役社長	
		2007年4月	株式会社Iビジネスサポート（現株式会社ビジネスマネジメント）代表取締役社長（現任）	
		2019年4月	当社代表取締役社長執行役員（現任）	
	【取締役候補者とした理由】 西澤重治氏は、2000年に代表取締役に就任以来、強いリーダーシップのもと、新サービスへの参入やBTMサービスの強化に取り組むとともに、テロや感染症などの外部環境の変化にも対応し、当社グループの発展において重要な役割を果たしてきました。以上のことから、同氏を取締役候補者いたしました。			
2	再任 はい だ とし や 灰田俊也 (1976年9月30日)	1997年4月	当社入社	517,680株
	2016年5月	当社取締役経営管理本部長		
		2019年4月	当社取締役上席執行役員	
		2022年6月	当社取締役専務執行役員 管理部門・DX推進担当（現任）	
	【取締役候補者とした理由】 灰田俊也氏は、入社以来、基幹システムの導入や法人営業の強化など様々なプロジェクトを推進するとともに、直近ではSmartBTMの開発責任者およびIPOの責任者を務めるなど、当社の経営基盤の強化とDXの推進において重要な役割を果たしてきました。以上のことから、同氏を取締役候補者いたしました。			
3	再任 よこ た たく や 横田卓也 (1976年7月24日)	2002年1月	当社入社	165,600株
	2016年4月	当社西日本統括営業部部长		
		2019年4月	当社執行役員	
		2022年6月	当社取締役上席執行役員 営業部門・仕入担当（現任）	
	【取締役候補者とした理由】 横田卓也氏は、入社以来、仕入責任者や店舗責任者を務めるとともに、従業員マネジメントにも注力してきました。直近では、事業全般の責任者として、特にBTMサービスの拡大および収益基盤の強化において重要な役割を果たしてきました。以上のことから、同氏を取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
4	再任 川中浩平 (1977年12月7日)	1998年4月	扶桑興産株式会社入社	5,600株
		2006年10月	弁護士登録(第59期司法修習生)	
		2006年10月	伊藤見富法律事務所(現モリソン・フォースター法律事務所)入所	
		2010年7月	財務省関東財務局(法務監査官、特定任期職員)入所	
		2015年4月	ユナイテッド法律会計事務所 代表パートナー(現任)	
		2017年9月	弁護士法人ユナイテッド法律会計事務所 代表社員(現任)	
		2019年6月	当社社外取締役(現任)	
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 川中浩平氏は、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、当社経営に対する法的リスク管理やガバナンス強化、意思決定プロセスの適正化など、コーポレート・ガバナンスの強化において重要な役割を果たすことを期待しております。以上のことから、同氏を社外取締役候補者いたしました。			
5	再任 酒井大輔 (1986年12月18日)	2010年4月	株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社)入社	-
		2018年8月	ラララ留学サポートセンター株式会社(現株式会社LALALA Plus) 代表取締役(現任)	
		2020年6月	当社社外取締役(現任)	
		2025年7月	株式会社Solentra 代表取締役(現任)	
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 酒井大輔氏は、ベンチャーキャピタルおよび留学関連企業の経営を通じて培われた豊富な経験と、投資家視点を踏まえた企業価値の向上およびビジネス戦略に関する深い知見を有しており、当社の事業展開および成長戦略の推進において重要な役割を果たすことを期待しております。以上のことから、同氏を社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
6	再任 浦部 智壽子 (1963年4月11日)	1986年4月 1995年4月 1998年4月 2016年2月 2017年2月 2022年10月 2023年9月 2023年10月 2024年6月 2024年6月	山一証券株式会社入社 公認会計士登録 警視庁入庁 管理官(調査担当) 警視昇任、管理官(調査担当) 理事官心得(暴力団資金源分析官) 警視庁定年退職 株式会社荏原製作所入社 当社社外取締役(現任) 品川リフラクトリーズ株式会社(現品川リフラ 株式会社) 社外取締役監査等委員(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>浦部智壽子氏は、公認会計士としての高度な会計・財務に関する専門知識に加え、証券会社における引受審査業務および警視庁における経験を通じて、経済犯罪や反社会的勢力への対応に関する知見を有しており、当社の会計、コンプライアンスおよびリスク管理体制の強化において重要な役割を果たすことを期待しております。以上のことから、同氏を社外取締役候補者いたしました。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川中浩平氏、酒井大輔氏、浦部智壽子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、川中浩平氏、酒井大輔氏、浦部智壽子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 川中浩平氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。
5. 酒井大輔氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
6. 浦部智壽子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
7. 当社と川中浩平氏、酒井大輔氏、浦部智壽子氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。各候補者が再任された場合には、各氏は引き続き当該契約の被保険者となります。

第3号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2022年6月21日開催の第41回定時株主総会において、年額20,000千円以内とご承認をいただき今日に至っておりますが、その後の当社グループの事業拡大やコーポレート・ガバナンス体制の強化により、監査役の職務範囲が拡大し、役割・責務が増大していることを考慮し、監査役の報酬額を年額30,000千円以内に改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）ですが、本定時株主総会終了後も変更はございません。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移いたしました。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の緊迫化による原油価格上昇や日中関係など懸念も存在しており、依然として不透明な状況が継続しております。

日本政府観光局（JNTO）によれば、2025年4月から2026年3月までの日本人出国者数（推計値）は、円安等の影響で回復に遅れが見られるものの、約1,490万人（前年同期増減率10.5%）となり、前年を上回りました。

また、観光庁の「旅行・観光消費動向調査」によれば、2025年4月から12月までの延べ旅行者数のうち、国内（宿泊）の出張・業務目的による人数は、約3,531万人（前年同期増減率1.0%）となり、海外の出張・業務目的による人数は、約249万人（前年同期増減率6.4%）となり、いずれも前年を上回りました。

このような状況下、当社グループの業績は下記のとおりです。

当連結会計年度	売上高（百万円）	
	実績	前年同期比（%）
BTMサービス	1,549	20.3
官庁・公務サービス	333	23.8
個人サービス	403	△8.3
米軍サービス	197	16.3
海外サービス	385	△7.0
その他	146	29.7
合計	3,015	11.9

BTMサービスは、クラウド出張手配システム「Smart BTM」の利用企業が堅調に増加し、平均月間利用企業社数は1,249社（前年同期増減率11.0%）となりました。これに伴い、予約件数も119,896件（前年同期増減率14.9%）に増加しました。さらに、単価は12,923円（前年同期増減率4.6%）と増加し、売上高は前年同期増減率20.3%となりました。官庁・公務サービスは、国内出張および団体の受注が増加し、売上高は前年同期増減率23.8%となりました。個人サービスは、海外パッケージツアーの受注が減少し、売上高は前年同期増減率△8.3%となりました。米軍サービスは、国内パッケージツアーや団体の受注が増加し、売上高は前年同期増減率16.3%となりました。海外サービスは、メキシコ子会社での法人出張受注が減少したことから、売上高は前年同期増減率△7.0%となりました。

以上を踏まえた、当連結会計年度の業績概要は次のとおりです。

区分	前期 (千円)	当期 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
取扱高	23,949,538	26,658,185	2,708,647	11.3
売上高	2,694,038	3,015,280	321,242	11.9
営業利益	607,276	754,129	146,853	24.2
経常利益	587,360	755,140	167,780	28.6
親会社株主に帰属する当期純利益	394,722	529,739	135,017	34.2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度について、BTMサービスシステムのソフトウェア開発等のために48,247千円の投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

2025年4月7日をもって東京証券取引所スタンダード市場に上場し、公募増資により、総額883,200千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、主に以下のような課題に対処すべきと認識しております。なお、以下に記載する課題に関しては、当社グループとして対処すべき優先順位が高いと考えるものから順番に記載しております。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(手数料収入の拡充)

当社グループの収益は主にお客様からの手配手数料等で構成されていますが、今後は新たな手配商材の拡充や新サービスの提供により、手数料収入の多様化と安定性を図ります。そのために、営業活動によって集めた顧客ニーズを分析し、継続的にシステムおよびサービスを改善することで、受注の拡大を図ってまいります。

(デジタルトランスフォーメーションの推進)

主力のBTMサービスにおいて、働き方改革に伴う生産性向上など社会的課題の解決に向け、一層の利便性や効率性を求めるお客様の声が増しに多くなっており、クラウド出張予約システム「Smart BTM」の利用企業が増加しております。お客様のニーズを満たすと同時に当社グループの生産性向上にも寄与すると見込まれることから、引き続き、システムの機能強化、業務の自動化等、デジタル化をより推進してまいります。一方で、24時間のアシスタントサービスやオンライン手配できない場合のオペレーター対応なども引き続き、継続してまいります。

(マーケティングの強化)

法人顧客の新規獲得において、当社グループの認知度向上および信頼性などの企業イメージの向上が重要な要素と考えております。そのために、インターネット広告やSNSの活用など多様なマーケティングを実施し、当社グループが提供するサービス価値を多くのお客様に知っていただくため、マーケティング活動を強化してまいります。

(営業の強化)

新規顧客の獲得や既存顧客の継続的な利用を維持するには営業活動が重要と考えております。営業では旅行業の知識のみならず、お客様の業務・会計システムとのデータ連携に関する知識、ヒアリング力や提案力を含めたコンサルティング能力が求められ、それに対応できる営業人員の育成が課題と考えております。継続的な教育を実施するとともに、顧客企業の利用分析や訪問履歴など営業管理の強化を図ることで、顧客の継続率および満足度上昇に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第42期 2023年3月期	第43期 2024年3月期	第44期 2025年3月期	第45期 2026年3月期 (当連結会計年度)
売上高	1,653,840 千円	2,421,284 千円	2,694,038 千円	3,015,280 千円
営業利益	123,224 千円	425,427 千円	607,276 千円	754,129 千円
経常利益	177,832 千円	428,270 千円	587,360 千円	755,140 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	221,397 千円	344,901 千円	394,722 千円	529,739 千円
1株当たり当期純利益	58.26 円	90.76 円	103.87 円	111.39 円
総資産額	4,080,193 千円	4,260,868 千円	4,890,979 千円	5,774,877 千円
純資産額	2,098,760 千円	2,462,008 千円	2,854,780 千円	4,290,677 千円
1株当たり純資産額	552.31 円	647.90 円	751.26 円	899.97 円

(注) 当社は、2025年1月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2026年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
IACE Travel ,Inc	140,000 CAD	100.0 %	旅行業
IACE TRAVEL MEXICO S.A. DE C.V.	10,338,520 MXN	99.9 %	旅行業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社2社であります。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

サービス群	サービス内容
BTMサービス	法人企業の国内出張・海外出張における手配等
官庁・公務サービス	官公庁の国内出張・海外出張における手配等
個人サービス	個人向けのパッケージツアー販売・手配等
米軍サービス	在日米軍基地内でのパッケージツアー販売・手配等
海外サービス	カナダ、メキシコ各子会社における旅行手配等

(8) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

- ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
東京本社	東京都中央区	大阪支店	大阪府大阪市淀川区
札幌支店	北海道札幌市北区	広島支店	広島県広島市中区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区	福岡支店	福岡県福岡市中央区

その他、支店5カ所、営業所6カ所にて運営しております。

② IACE Travel ,Inc

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
トロント支店	カナダ (オンタリオ州)	バンクーバー支店	カナダ (ブリティッシュコロンビア州)

③ IACE TRAVEL MEXICO S.A. DE C.V.

名 称	所 在 地
メキシコ支店	メキシコ合衆国 (アグアスカリエンテス州)

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減
137 名	7名減

(注) 従業員数には、臨時従業員 (契約社員2名・嘱託社員2名・アルバイト26名) は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
114 名	5名減	40.0 歳	16.0 年

(注) 従業員数には、臨時従業員雇用者 (契約社員1名・嘱託社員2名・アルバイト22名) は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

金融機関からの借入はありません。なお、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関4行と当座貸越契約 (融資限度額3,437,500千円) を締結しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年4月7日に、東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,200,000株（普通株式）
- (2) 発行済株式の総数 4,767,600株（普通株式）
- (3) 株主数 1,303名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
西澤重治	1,118,260	23.46
灰田俊也	517,680	10.86
IACEトラベル従業員持株会	461,200	9.67
横田卓也	165,600	3.47
株式会社アドベンチャー	164,900	3.46
株式会社ビジネスマネジメント	142,880	3.00
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	135,900	2.85
浅生田和人	129,600	2.72
野村信託銀行株式会社（投信口）	95,000	1.99
岡部将朋	93,780	1.97

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しています。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2025年4月4日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数960,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ441,600千円増加しております。
- ② 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が7,600株、資本金および資本準備金がそれぞれ3,040千円増加しております。
- ③ 当事業年度末日後において新株予約権の行使により、発行済株式の総数が200株、資本金および資本準備金がそれぞれ80千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

第1回新株予約権（2019年12月21日発行）

- ・新株予約権の数 15,600個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式31,200株（新株予約権1個につき2株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり800円
- ・新株予約権の行使期間
2021年12月21日から2029年11月19日まで
- ・その他取得の条件
当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。
- ・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

区 分	名 称	個 数	保有者数
社外監査役	第1回新株予約権	5,600個	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	西 澤 重 治		株式会社ビジネスマネジメント 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	灰 田 俊 也	管理部門・DX推進 担当	
取締役 上席執行役員	横 田 卓 也	営業部門・仕入担当	
取締役	川 中 浩 平		ユナイテッド法律会計事務所 代表パートナー 弁護士法人ユナイテッド法律会計事務所 代表社員
取締役	酒 井 大 輔		株式会社LALALA Plus 代表取締役 株式会社Solentra 代表取締役
取締役	浦 部 智 壽 子		品川リフラ株式会社 社外取締役監査等委員
常勤監査役	浅生田 和 人		
監査役	和 氣 大 輔		和氣公認会計士事務所 代表 TOWA株式会社 社外取締役監査等委員 シライ電子工業株式会社 社外取締役監査等委員
監査役	宮 武 善 樹		社会保険労務士法人JPN 代表社員

- (注) 1. 取締役川中浩平氏、酒井大輔氏、浦部智壽子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役和氣大輔氏、宮武善樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役和氣大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役川中浩平氏、酒井大輔氏、浦部智壽子氏および監査役和氣大輔氏、宮武善樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役川中浩平氏、酒井大輔氏、浦部智壽子氏および社外監査役和氣大輔氏、宮武善樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、次に掲げる額の合計額を限度とします。

- 一 当該役員が在職中に職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- 二 当該役員が新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月21日開催の第41回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年6月21日開催の第41回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は2名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る「取締役報酬の決定方針」を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬の内容が「取締役報酬の決定方針」と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

「取締役報酬の決定方針」の内容の概要は以下のとおりです。

a. 基本方針

取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在籍年数その他会社の業績等を総合考慮して決定します。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定

原則として年1回代表取締役が取締役の評価を行った上で報酬案を作成し、指名報酬諮問委員会に諮問します。その後、指名報酬諮問委員会にて討議、答申された報酬案に基づき、取締役会にて個人別の報酬額を決定することとしております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	63,690 (8,550)	63,690 (8,550)	— (—)	— (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19,200 (5,700)	19,200 (5,700)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	82,890 (14,250)	82,890 (14,250)	— (—)	— (—)	9 (5)

(注) 当社の取締役および監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 (2026年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先	重要な兼職 の状況	当社と兼職先との関係
社外 取締役	川中浩平	ユナイテッド法律会計事務所 弁護士法人ユナイテッド法律会計事務所	代表 パートナー 代表社員	当社と兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外 取締役	酒井大輔	株式会社LALALA Plus 株式会社Solentra	代表取締役 代表取締役	当社と兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外 取締役	浦部智壽子	品川リフラ株式会社	社外取締役 監査等委員	当社と兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外 監査役	和氣大輔	和氣公認会計士事務所 TOWA株式会社 シライ電子工業株式会社	代表 社外取締役 監査等委員 社外取締役 監査等委員	当社と兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外 監査役	宮武善樹	社会保険労務士法人JPN	代表社員	当社と兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動内容
社外取締役	川 中 浩 平	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験を活かし、客観的かつ公正な立場で当社の経営全般について助言や意見を述べるなど、議案審議につき必要な発言を適宜行っており、当社が期待するコーポレート・ガバナンスの強化に係る役割を果たしております。
社外取締役	酒 井 大 輔	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験およびマーケティングや経営戦略に関する深い見識を基に、当社の経営全般について助言や意見を述べるなど、議案審議につき必要な発言を適宜行っており、当社が期待する事業展開および成長戦略の推進に係る役割を果たしております。
社外取締役	浦 部 智 壽 子	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、証券会社の引受審査業務および警視庁における財務捜査官としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営全般について助言や意見を述べるなど、議案審議につき必要な発言を適宜行っており、当社が期待するコンプライアンスおよびリスク管理体制の強化に係る役割を果たしております。
社外監査役	和 氣 大 輔	当事業年度開催の取締役会13回および監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地を活かし、会計および内部統制の観点から、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮 武 善 樹	当事業年度開催の取締役会13回および監査役会14回のすべてに出席し、社会保険労務士としての豊富な経験と専門的見地から、労務分野を中心に、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,310千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,110千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」といいます。）を整備しており、その概要は以下のとおりです。

(a) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たすことを明確にするとともに、役職員に周知徹底する体制を整備します。
- ②リスク管理体制の強化を図るため、各部門から選出された役職員で構成する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社事業運営上重要なリスクおよびコンプライアンス課題について審議、対応方針を策定した上で、各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役に適宜報告します。
- ③「リスク・コンプライアンス委員会」は、日常的な活動を通じてリスク管理体制の定着とコンプライアンスの実効性確保に努めます。
- ④組織的又は個人による違法行為等に対応するため、グループ会社の役職員が直接通報や情報提供を行える内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進します。
- ⑤監査役は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- ⑥当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況に関して、内部監査を実施します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。）を、「文書管理規程」等の社内諸規程および法令に基づき、適切に保存・管理します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止および適切な対応により損失の最小化に努めます。
- ②代表取締役を最高責任者とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスク対応を審議・推進します。
- ③業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取組状況について、内部監査を実施します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則として月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで、意思決定の迅速化を図ります。
- ②経営会議を毎月開催し、業務執行における重要事項や経営戦略等を審議し、必要事項は取締役会に上程します。
- ③取締役会の決定に基づく執行業務に関する責任と権限は、「組織管理規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程により明確化し、随時見直します。

(e) 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営に対する事前協議および資料提出を通じて経営状況を把握し、必要に応じて助言を行います。
- ②経営効率化、人材開発、業務改善に関する指導指針を策定し、取締役会承認のもと、必要に応じて指示を行います。
- ③内部監査室が内部監査を通じて業務の適正性・有効性を確認します。
- ④当社グループ各部門と情報交換を定期的に行い、「リスク管理規程」に基づき、子会社におけるリスク管理体制の整備を図ります。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役から要請があった場合、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置します。
- ②当該使用人は、監査役の指示に従い、取締役等からの指揮命令は受けず、人事面においても監査役の同意を得るものとします。

- (g) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会等の重要会議への出席、重要文書の閲覧、取締役や使用人への説明要求を通じて、意思決定プロセスおよび業務執行状況を把握します。
 - ② 取締役および使用人は、法定事項に加え、業務又は業績に重大な影響を及ぼす事項や内部通報の状況等について監査役に報告します。
 - ③ 内部通報制度の担当部署は、通報状況を定期的に監査役へ報告します。監査役へ報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことは禁止します。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を実施します。
 - ② 監査役は、会計監査人および内部監査室と連携し、情報交換と適切な意思疎通を通じて、監査の実効性を高めます。
 - ③ 監査役の職務の執行に必要な費用の前払い又は償還請求があった場合、速やかに処理します。
- (i) 反社会的勢力排除に関する基本的な考え方およびその整備状況
- ① 「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制を整備します。
 - ② 不当要求や組織暴力行為に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等と連携して解決を図ります。
- (j) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、関連する内部統制の整備・運用・評価・改善を継続的に実施します。
- (k) リスク管理体制の整備
- 「リスク管理規程」に基づき、リスクを総合的かつ一元的に管理し、損失の最小化を図ります。また、「コンプライアンス規程」により、役員・従業員・常駐業務関係者のコンプライアンス遵守を徹底し、社会的信用の向上に努めます。

(l) 子会社の業務の適正の確保に関する体制整備の状況

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務の有効性・効率性・財務報告の信頼性等を適切に管理し、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が監査を実施します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団全体の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議しました。また、「リスク管理規程」に基づき、子会社を含むグループ全体を対象にリスク評価を行い、リスクの管理と軽減に取り組みました。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、監査役3名も出席した上で開催され、取締役の職務執行の監督を実施しました。

子会社に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項を当社取締役会にて審議し、適正な業務運営と実効性のある管理体制の確保に努めました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、各部門を対象に法令・社内規程の遵守状況について監査を行い、その結果および改善状況を代表取締役および監査役に報告しました。

監査役は、監査方針および監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加えて必要に応じて臨時監査役会を適宜開催し、情報共有を行うとともに、必要に応じて提言を取りまとめました。また、取締役会への出席や取締役・使用人との対話、内部監査室・会計監査人との連携を通じて、職務執行状況の監査を行いました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けて取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議やリスク・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,446,416	流動負債	1,476,950
現金および預金	1,528,279	買掛金	777,076
売掛金	3,550,227	旅行前受金	162,669
前払金	164,931	賞与引当金	48,425
未収入金	166,781	未払法人税等	160,208
その他	36,486	その他	328,570
貸倒引当金	△290	固定負債	7,250
固定資産	328,461	その他	7,250
有形固定資産	1,209	負債合計	1,484,200
無形固定資産	89,141	(純資産の部)	
投資その他の資産	238,110	株主資本	4,247,525
繰延税金資産	33,238	資本金	524,640
破産更生債権等	776	資本剰余金	444,640
その他	204,871	利益剰余金	3,278,245
貸倒引当金	△776	その他の包括利益累計額	43,152
		為替換算調整勘定	43,152
資産合計	5,774,877	純資産合計	4,290,677
		負債および純資産合計	5,774,877

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,015,280
売上原価	688,013
売上総利益	2,327,267
販売費および一般管理費	1,573,137
営業利益	754,129
営業外収益	
受取配当金	500
助成金収入	1,328
雑収入	1,453
保険解約返戻金	26,317
その他	1,571
営業外費用	
支払利息	7,460
為替差損	251
上場関連費用	22,440
その他	7
経常利益	755,140
税金等調整前当期純利益	755,140
法人税、住民税および事業税	225,465
法人税等調整額	△64
当期純利益	529,739
親会社株主に帰属する当期純利益	529,739

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	80,000	—	2,748,505	2,828,505	26,275	26,275	2,854,780
当期変動額							
新株の発行	441,600	441,600		883,200			883,200
新株の発行（新株 予約権の行使）	3,040	3,040		6,080			6,080
親会社株主に帰属 する当期純利益			529,739	529,739			529,739
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					16,876	16,876	16,876
当期変動額合計	444,640	444,640	529,739	1,419,019	16,876	16,876	1,435,896
当期末残高	524,640	444,640	3,278,245	4,247,525	43,152	43,152	4,290,677

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

IACE Travel ,Inc

IACE TRAVEL MEXICO S.A. DE C.V.

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 13年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 自社の企画旅行商品

当社グループが定める旅行日程に従って、顧客が、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配および管理することが履行義務であるため、旅行が終了した帰着日にて収益を認識しております。

② 手配旅行の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することが履行義務であり、手配の役務完了日を基準として収益を認識し、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③ 受託旅行の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することが履行義務であり、各サービスの利用開始日を基準として収益を認識し、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約などについては、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限等を定めた、当社の内部規定である「為替変動リスク管理方針」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

有効性の判定は、四半期ごとにヘッジ対象の相場変動の累計額とヘッジ手段の相場変動の累計額の比率によって行うものとする。ただし、ヘッジ手段が当方針に準拠した為替予約取引である限り、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、為替相場の変動による相関関係は完全に確保されるため、有効性判定は省略しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

繰延税金資産	33,238
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産および負債の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異等に対して、繰延税金資産および繰延税金負債を認識しています。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、回収可能性があるると判断した将来減算一時差異等について認識しています。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社の経営者による主観的な判断や、予約件数、売上単価等を主要な仮定として織り込んでおります。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社では、当該見積りは重要なものであると判断しています。

主要な仮定である予約件数および売上単価等は、将来の不確実な経営環境および当社の経営状況の影響を受けます。従って、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	13,682千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	3,437,500千円
借入実行残高	—
差引額	3,437,500

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,800,000	967,600	－	4,767,600

(注) 普通株式数の増加967,600株は、2025年4月7日付での東京証券取引所スタンダード市場への上場による公募および当連結会計年度中の新株予約権の行使によるものであります。

2 当連結会計年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143,028	30.00	2026年3月31日	2026年6月25日

4 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
当社	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	39,200	－	8,000	31,200	31,200
合計			39,200	－	8,000	31,200	31,200

(注) 目的となる株式の数の減少は、権利行使と対象者の退職によるものです。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、短期的な運転資金を銀行借入および売掛債権流動化により調達しております。

デリバティブ取引については、外貨建て金銭債務の為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、販売管理規程に従い、営業債権金について、各事業部門にて取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行および管理は経営管理部が行っております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に四半期ごとに報告することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新する等、流動性リスク軽減の管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金および預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であることおよび短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

また、市場価格のない株式等についても記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	2026年3月31日
非上場株式	24,000

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	旅行事業
旅行商品販売（総額）	859,001
旅行商品販売（純額）	2,010,143
旅行商品販売（その他）	146,135
顧客との契約から生じる収益	3,015,280
外部顧客への売上高	3,015,280

※旅行商品販売（総額）は、おもにパッケージツアー等の企画旅行商品、旅行商品販売（純額）は、おもに航空券等の手配旅行商品、旅行商品販売（その他）は、おもに販売手数料や業務委託費等となります。

2 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載しております。

3 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約資産	—	—
契約負債	117,737	162,669
旅行前受金	117,737	162,669

契約負債は、旅行商品の販売で履行義務充足前に対価を受領したものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、117,737千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が44,931千円増加した理由は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領した対価が増加した結果であります。

過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 契約資産および契約負債の残高等

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格につきましては、予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	899円 97銭
1株当たり当期純利益	111円 39銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	111円 09銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2025年4月7日付で東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、新規上場日から2026年3月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,139,679	流動負債	1,425,293
現金および預金	1,291,499	買掛金	746,945
売掛金	3,498,769	未払費用	79,471
貯蔵品	9,857	旅行前受金	157,362
前払金	147,074	預り金	200,367
前払費用	25,092	未払金	5,368
その他の	167,676	未払法人税等	154,857
貸倒引当金	△290	賞与引当金	48,425
		その他の	32,495
固定資産	344,047	固定負債	7,250
有形固定資産	145	その他の	7,250
建物附属設備	145		
無形固定資産	88,830	負債合計	1,432,543
ソフトウェア	77,005	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	11,825	株主資本	4,051,183
投資その他の資産	255,071	資本	524,640
投資有価証券	24,000	資本剰余金	444,640
関係会社株式	35,479	資本準備金	444,640
繰延税金資産	33,238	利益剰余金	3,081,903
破産更生債権	776	利益準備金	20,000
その他の	162,352	その他利益剰余金	3,061,903
貸倒引当金	△776	別途積立金	280,000
		繰越利益剰余金	2,781,903
資産合計	5,483,727	純資産合計	4,051,183
		負債・純資産合計	5,483,727

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,629,650
売上原価	550,709
売上総利益	2,078,940
販売費および一般管理費	
給与手当	574,851
賞与引当金	48,425
減価償却	35,360
貸倒引当金	△3
支払手の数	178,706
その他	537,036
営業利益	1,374,375
営業外収益	704,565
受取利息	1,375
受取配当金	500
為替差益	292
助成金収入	1,328
保険解約返戻金	26,317
雑収入	1,453
その他	31,268
営業外費用	
支払利息	7,418
上場関連費用	22,440
その他	4
経常利益	29,864
税引前当期純利益	705,968
法人税、住民税および事業税	212,690
法人税等調整額	△64
当期純利益	493,342

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	80,000	—	20,000	280,000	2,288,560	2,588,560	2,668,560	
当期変動額								
新株の発行	441,600	441,600					883,200	
新株の発行（新 株予約権の行 使）	3,040	3,040					6,080	
当期純利益					493,342	493,342	493,342	
当期変動額合計	444,640	444,640	—	—	493,342	493,342	1,382,622	
当期末残高	524,640	444,640	20,000	280,000	2,781,903	3,081,903	4,051,183	

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

個別法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 13年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 自社の企画旅行商品

当社が定める旅行日程に従って、顧客が、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配および管理することが履行義務であるため、旅行が終了した帰着日にて収益を認識しております。

② 手配旅行の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することが履行義務であり、手配の役務完了日を基準として収益を認識し、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③ 受託旅行の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することが履行義務であり、各サービスの利用開始日を基準として収益を認識し、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約などについては、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限等を定めた、当社の内部規定である「為替変動リスク管理方針」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

有効性の判定は、四半期ごとにヘッジ対象の相場変動の累計額とヘッジ手段の相場変動の累計額の比率によって行うものとする。ただし、ヘッジ手段が当方針に準拠した為替予約取引である限り、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、為替相場の変動による相関関係は完全に確保されるため、有効性判定は省略する。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

繰延税金資産	33,238
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産および負債の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産および繰延税金負債を認識しています。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について認識しています。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社の経営者による主観的な判断や、予約件数、売上単価等を主要な仮定として織り込んでおります。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社では、当該見積りは重要なものであると判断しています。

主要な仮定である予約件数および売上単価等は、将来の不確実な経営環境および当社の経営状況の影響を受けます。従って、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- 1 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	280千円
短期金銭債務	88

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	3,437,500千円
借入実行残高	—
差引額	3,437,500

- 3 有形固定資産の減価償却累計額

	当事業年度 (2026年3月31日)
固定資産	
建物附属設備	4,754千円

損益計算書に関する注記

1 関係会社との取引高

	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
営業取引による取引高	
売上高	247千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	14千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数
該当事項はありません。
2. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度
(2026年3月31日)

繰延税金資産	
賞与引当金超過額	15,263千円
賞与引当金に伴う社会保険料	2,313
未払事業税	7,983
未払監査報酬	2,449
貸倒引当繰入超過額	336
貸倒損失否認	11
繰延消費税等	1,052
繰延資産償却超過額	113
減損損失	3,550
圧縮超過額	126
資産除去債務否認	2,242
一括償却資産	50
子会社株式評価損	13,131
繰延税金資産小計	48,624
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△15,385
評価性引当額小計	△15,385
繰延税金資産合計	33,238
繰延税金負債	—
繰延税金資産純額	33,238

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	849円	73銭
1株当たり当期純利益	103円	74銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	103円	46銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2025年4月7日付で東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、新規上場日から2026年3月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社 I A C E トラベル
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 文 絵 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I A C E トラベルの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I A C E トラベル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社 I A C E トラベル
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 文 絵 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I A C E トラベルの2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社 I A C E トラベル 監査役会

常勤監査役 浅生田 和 人 ㊟

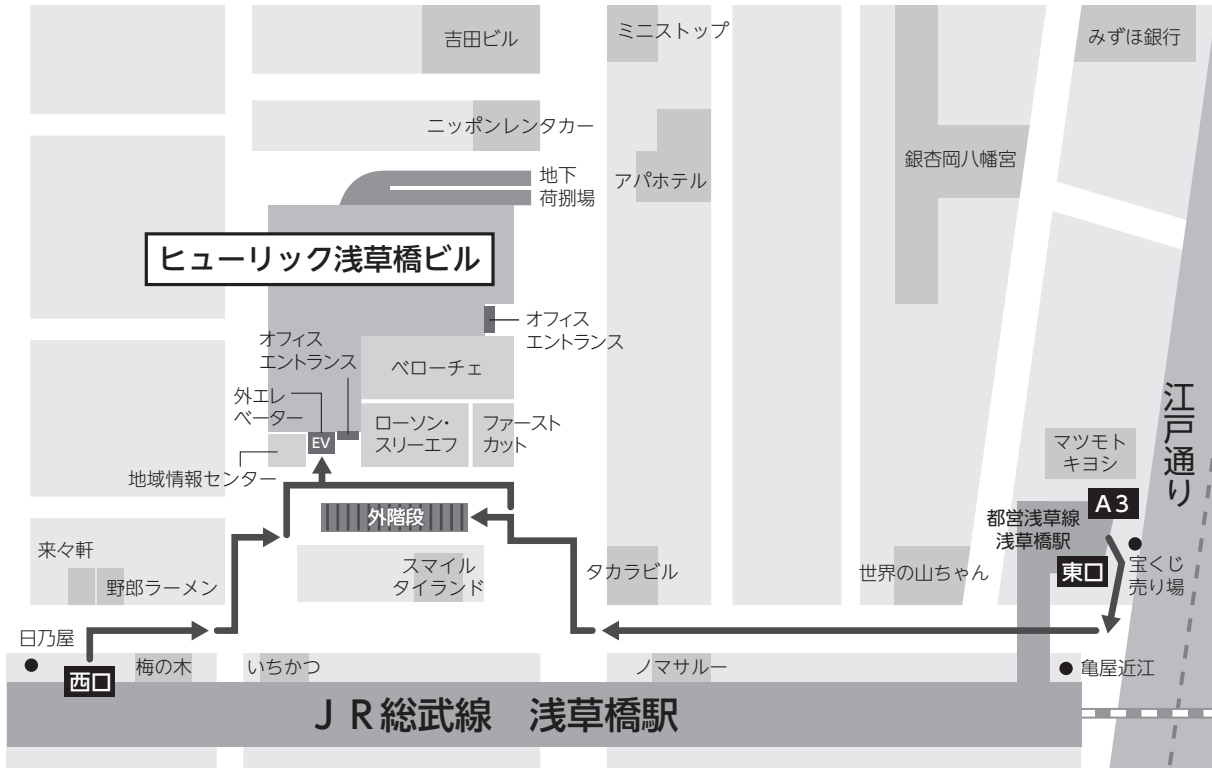
社外監査役 和 氣 大 輔 ㊟

社外監査役 宮 武 善 樹 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区浅草橋 1丁目22-16
ヒューリック浅草橋ビル 3階
浅草橋ヒューリックホール&カンファレンス ROOM1



交通のご案内

- J R 総武線 浅草橋駅 西口より徒歩 1分
東口より徒歩 3分
- 都営浅草線 浅草橋駅 A 3 出口より徒歩 2分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。